

証券コード 7085
2025年11月6日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目9番1号
株式会社カーブスホールディングス
代表取締役社長 増 本 岳
兼グループCEO

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト

<https://www.curvesholdings.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき「銘柄名」に「カーブスホールディングス」
又は「コード」に当社証券コード「7085」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類
/PR情報」を順に選択して、[株主総会招集通知/株主総会資料]よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面もしくはインターネットによって議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、
3頁及び4頁に記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2025年11月21日（金曜日）
午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2025年11月24日（月曜日・祝日）午前10時（開場時間 午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目1番1号ベルサール御成門タワー 3階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第17期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、書面・インターネットによる事前の議決権行使もご活用ください。

■議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

■書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部書面をご送付しています。また、書面交付請求をされた株主様にお送りする書面につきまして、法令及び当社定款に基づき、電子提供措置事項のうち、次の事項は記載しておりません。

なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しています。

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」

したがって、お送りしている書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

■諸般の事情を鑑み、前年に引き続き、本総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■会場には議決権を行使できる株主様以外はご入場できませんが、お体の不自由な株主様や通訳の必要な株主様は、ご同伴者との同席が可能です。当日受付にお知らせください。

車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。当日受付にてご案内いたします。

■ 議決権行使に関するご案内



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

【2025年11月21日（金曜日）午後6時到着分まで有効】



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。（次頁をご参照ください）

行使期限

【2025年11月21日（金曜日）午後6時受付分まで有効】



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

【2025年11月24日（月曜日・祝日）午前10時】

（開場時間：午前9時）

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、東京証券取引所等により設立された合併会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス <https://evote.tr.mufig.jp/>



2 ログイン

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

事業報告

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループ（当社及び連結子会社）は主力事業である「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」（以下カーブス）などを通じて健康寿命の延伸に寄与し、社会課題の解決に貢献する「地域密着の健康インフラ」として、顧客サービス強化による会員満足度向上、会員数拡充、店舗網拡大に努めております。

当連結会計年度（2024年9月～2025年8月）の経営成績は以下の通りです。売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益全てにおいて過去最高となっております。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	35,465	37,566	2,100	5.9
営業利益 (利益率)	5,458 (15.4%)	6,342 (16.9%)	883	16.2
経常利益	5,472	6,481	1,009	18.4
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,566	4,303	736	20.6

カーブス会員数は前連結会計年度末の81.7万名から4.6万名純増し86.3万名となり、連結会計年度末における過去最高会員数となりました。年3回の新規入会募集キャンペーンを行い、TV、WEBを中心としたメディアミックスマーケティング、口コミ紹介マーケティング、地域密着プロモーションを展開したことにより、新規入会増において着実な成果を上げることができました。

またサービス産業生産性協議会が実施する日本版顧客満足度指数（JCSI）調査において11年連続第1位（フィットネス部門）となるなど顧客満足度の一層の向上により、月次退会率は過去最低水準に抑えることができています。

会員向け物販は、会員様への「食生活の相談強化月間」を展開した結果、連結会計年度

における会員向け物販売上高は過去最高を更新しました。また、当連結会計年度末の定期便契約者数も過去最高となりました。

これらの結果、当連結会計年度のチェーン売上（フランチャイズ店を含めた会費入会金売上および会員向け物販売上の合計額）は、856億円となり過去最高を更新しました。会費入会金売上、会員向け物販売上ともに過去最高の実績です。

当連結会計年度末(2025年8月31日)の国内カーブス店舗数、会員数、チェーン売上高は次の通りです。

国内カーブス（メンズ・カーブスを除く）店舗数・会員数

	前連結会計 年度末 (2024年8月末)	当連結会計年度末 (2025年8月末)		
			前連結会計年度末比	
店舗数	1,978店舗	1,996店舗	18店舗	0.9%
内、直営店舗数	79店舗	82店舗	3店舗	3.8%
FC店舗数	1,899店舗	1,914店舗	15店舗	0.8%
会員数	81.7万名	86.3万名	4.6万名	5.6%

- (注) 1. 当連結会計年度の新規出店数は25店舗、閉店・統合数は7店舗となっております。
2. 国内カーブス会員数には、オンラインフィットネス「おうちでカーブス」および店舗とオンラインのハイブリッドサービス「おうちでカーブスWプラン」の会員数を含んでおります。

国内カーブス（メンズ・カーブスを除く）チェーン売上高

	前連結会計 年度 (2023年9月～ 2024年8月)	当連結会計年度 (2024年9月～2025年8月)		
			前年同期間比	
チェーン売上高	809.7億円	856.0億円	46.2億円	5.7%
内、会費・入会金売上	589.1億円	626.4億円	37.3億円	6.3%
会員向け物販売上	220.6億円	229.5億円	8.9億円	4.0%

男性向け運動施設「メンズ・カーブス」では当連結会計年度に6店舗を新規出店し、総店舗数は25店舗となりました。既存店舗の会員数増加に加え、新規出店店舗の順調な立ち上げが実現できており、出店を加速して参ります。

「からだ動き回復センターピント・アップ」の総店舗数は27店舗を新規出店し、37店舗

となりました。なお、「からだ動き回復センターピント・アップ」の詳細については、2025年10月15日に開催の2025年8月期決算および中期ビジョン説明会にて、開示いたしました。

海外事業は、2019年7月にカーブスFC本部事業を買収した欧州を重点地域と位置付けています。当連結会計年度末（2025年6月末（決算期のずれにより、2ヶ月遅れでの連結取り込み））の欧州カーブス（イギリス・イタリア・スペイン・他5ヶ国）店舗数は124店舗となりました。1店舗当たり会員数および売上高は過去最高となっています。

販売費及び一般管理費は、前年同期比19百万円増加しました。これは主にFC加盟店を含めた全国のインストラクター7,000名強を一堂に集めた研修実施などによる教育費の増加や人件費増など人的資本強化によるものです。一方で、広告宣伝費は前年同期比減少しました。広告宣伝費の減少は、会員数増加に伴いフランチャイズ加盟店からの広告分担金供出額が増加したこと、マーケティングの効率が改善したことなどによるものです。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は375億66百万円(前年同期比5.9%増)、営業利益は63億42百万円(前年同期比16.2%増)、経常利益は64億81百万円(前年同期比18.4%増)となり、いずれも過去最高となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税を25億90百万円計上したことなどにより、43億3百万円(前年同期比20.6%増)となりました。

なお、海外連結子会社等の財務諸表項目の主な為替の換算レートは、次の通りです。

1米ドル	第1四半期 9－11月	第2四半期 12－2月	第3四半期 3－5月	第4四半期 6－8月
期中平均 為替換算レート	150.26円 [145.44円]	151.94円 [145.74円]	151.72円 [146.98円]	149.88円 [149.58円]
連結会計期間末の 為替換算レート	142.73円 [149.58円]	158.18円 [141.83円]	149.52円 [151.41円]	144.81円 [161.07円]

[]内は前年同期の換算レート

また、当社グループはカーブス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資(無形固定資産を含む)は、8億84百万円実施いたしました。

これは主に、株式会社カーブスジャパンにおいて、フランチャイズ加盟企業向けシステムの増強及び「からだ動き回復センターピント・アップ」の開発投資を中心に6億3百万円、株式会社ハイ・スタンダードにおいて、新規出店を中心に1億15百万円の設備投資を実施したものです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 14 期 (2022年 8 月期)	第 15 期 (2023年 8 月期)	第 16 期 (2024年 8 月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2025年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	27,509	30,022	35,465	37,566
経 常 利 益 (百万円)	3,311	3,841	5,472	6,481
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る (百万円) 当 期 純 利 益	2,247	2,551	3,566	4,303
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	24.20	27.71	38.75	46.75
総 資 産 (百万円)	38,352	39,111	41,374	39,205
純 資 産 (百万円)	12,355	15,070	19,409	20,160
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	134.22	163.70	210.83	218.99

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 14 期 (2022年 8 月期)	第 15 期 (2023年 8 月期)	第 16 期 (2024年 8 月期)	第 17 期 (当事業年度) (2025年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	691	1,441	3,446	4,541
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)	△102	561	2,480	3,671
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△133	534	2,477	3,637
1 株 当 た り 当期純利益 (△純損失) (円)	△1.44	5.81	26.91	39.52
総 資 産 (百万円)	20,293	16,772	14,975	14,857
純 資 産 (百万円)	4,901	4,638	6,085	8,128
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	53.24	50.39	66.10	88.30

(3) 重要な親会社および子会社の状況（2025年8月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社カーブスジャパン	100百万円	100.0	日本国におけるフランチャイズ本部事業
株式会社ハイ・スタンダード	5百万円	100.0	グループ直営店事業
Curves International, Inc.	1,042千 米ドル	100.0	グローバルフランチャイザー事業
Curves Europe B.V.	3.00 ユーロ	100.0 (66.7)	欧州におけるフランチャイズ本部事業

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数です。

- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

超高齢社会が進む日本において、国民一人ひとりの幸せな人生の実現のためにも、また社会保障制度を健全で持続可能なものにするためにも「健康寿命の延伸」が重要な課題となっています。そして、そのための健康づくりや予防への取り組みを広げることは喫緊の課題です。当社グループは、健康寿命延伸の実現に貢献する「地域密着の健康インフラ」としてさらなる成長を遂げていくために、オンリーワンの満足度の高いサービスと独自のマーケティングによって、引き続き潜在需要を掘り起こし、新しい市場を創出して参ります。

当面の解決すべき課題としては、顧客満足度の一層の向上、マーケティング強化による会員数の拡大、顧客の健康的な食生活の実現のための商品開発と物販の拡大、男性向け運動施設「メンズ・カーブス」など新規事業を含めた店舗網拡大を実現することと認識しております。また、フランチャイジーも含めたチェーン全体で働く人達のより一層の待遇向上、生産性向上を実現することで中長期的な成長の基盤を創って参ります。

(5) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

フィットネスフランチャイズ本部の運営、並びにフィットネスクラブ店舗の運営

(6) 企業集団の主要な拠点（2025年8月31日現在）

- | | | |
|--------------------------------|----|-------|
| ① 当社 | 本社 | 東京都港区 |
| ② 子会社 | | |
| 株式会社カーブスジャパン | 本社 | 東京都港区 |
| 株式会社ハイ・スタンダード | 本社 | 東京都港区 |
| Curves International, Inc. | 本社 | 米国 |
| Curves Europe B.V. | 本社 | オランダ |
| ③ 直営店舗 | | |
| ・カーブス | | |
| 北海道 17店舗、東北（宮城県） 1 店舗、関東 63店舗、 | | |
| 中国（鳥取県） 1 店舗 計82店舗 | | |
| ・メンズ・カーブス 5 店舗 | | |

(7) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
601名	33名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員134名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
29名	1名減	37.8 歳	6.4 年

(8) 主要な借入先の状況（2025年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン (注)	5,060 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	315 百万円
合 計	5,375 百万円

(注) 本シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする計6行(株式会社りそな銀行 株式会社群馬銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社足利銀行 株式会社横浜銀行)の協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 320,000,000株
- ② 発行済株式の総数 93,857,493株（自己株式240株を含んでおります。）
- ③ 株主数 50,836名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヨウザン	29,768,000株	31.71%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	10,230,700株	10.90%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	6,104,237株	6.50%
株式会社ティーワイエヌ	5,109,900株	5.44%
株式会社アイエムオー	3,784,000株	4.03%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,696,800株	2.87%
坂 本 眞 樹	2,077,447株	2.21%
増 本 陽 子	2,077,447株	2.21%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	1,795,970株	1.91%
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	1,773,400株	1.88%

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式240株を控除して算出しております。
「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式1,795,970株については、自己株式に含めておりません。
2. 株式会社ティーワイエヌは当社代表取締役社長兼グループCEO増本岳氏の資産管理会社です。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 兼 グ ル ー プ CEO	増 本 岳	株式会社カーブスジャパン代表取締役会長 株式会社ハイ・スタンダード代表取締役会長 Curves International, Inc. President and CEO Curves Europe B.V. President and CEO CFW Operations Europe Limited Director Curves International of Spain, S.A. Director KIMOSCAPE(PTY)LTD Director 一般社団法人日本フィットネス産業協会理事 公益財団法人日本ヘルスケア協会理事 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会常任理事 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会理事 筑波大学大学院スポーツ・ウエルネス都市創生コンソーシアム会長 筑波大学スマートウェルネスシティ政策開発研究センターアドバイザー
取 締 役	坂 本 眞 樹	株式会社カーブスジャパン代表取締役社長 株式会社ハイ・スタンダード取締役
取 締 役	増 本 陽 子	株式会社カーブスジャパン代表取締役副社長
取 締 役	松 田 信 也	管理本部長 株式会社カーブスジャパン経営管理部長 Curves Europe B.V. Director
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	川 田 豊 和	株式会社カーブスジャパン監査役 株式会社ハイ・スタンダード監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 禎 良	山本禎良公認会計士事務所所長 東亜工業株式会社社外監査役 公益財団法人東京都防災建築まちづくりセンター監事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	寺 石 雅 英	株式会社エスイー社外監査役 大妻女子大学キャリア教育センター教授 一般社団法人日本営業科学協会理事 株式会社T2社外監査役

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）川田豊和氏、取締役（監査等委員）山本禎良氏及び寺石雅英氏は、いずれも社外取締役です。
2. 山本禎良氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
3. 寺石雅英氏は大学教授として企業経営の先端的研究に携わり、豊富で幅広い見識を有しております。また、兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
4. 当社は、内部監査部門等との十分な連携を通じて情報収集他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、川田豊和氏を常勤監査等委員として選定しております。
5. 当社は、川田豊和氏、山本禎良氏及び寺石雅英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいた行為に起因して保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及びその会社法上の子会社すべての取締役・社外取締役・監査役・執行役員・管理職立場の従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりとなります。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議によります。

①基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。以下、断りが無い限り同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう基本報酬と非金銭報酬としての株式報酬を組み合わせた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の役位、職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案して、基本報酬と株式報酬を合わせた報酬総額を決定することを基本方針とする。

②個人別の基本報酬及び非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

①の基本方針に基づき、各取締役の役位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し決定された報酬総額の90%相当額を基本報酬（金銭報酬）として支給し、10%相当額を非金銭報酬として役員株式給付規程により当社株式及び一定割合の金銭にて支給する。

なお、基本報酬（金銭報酬）は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で支給する。

当社の非金銭報酬は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみにらず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」としている。

ロ. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）は、在任中に毎月定期的に支払う。株式報酬は、各事業年度の定時株主総会の日をもってポイントを付与し、ポイント付与後3年を経過した日もしくは退任する日に給付を受ける権利が確定する。ただし、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととする。

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

なお、2021年11月25日開催の第13回定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬制度の導入、付与ポイント上限は1事業年

度当たり合計50,000ポイント（うち当社の取締役分として35,000ポイント）と決議
いただいております（1ポイント＝1株）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数
は4名です。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

①委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当

代表取締役社長

②委任する権限の内容

イ. ②において決定される個人別の報酬総額案

③権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

独立社外取締役が過半数で構成される諮問機関である指名・報酬委員会にて、報
酬水準等審議を実施し、可決した案を監査等委員会の同意を得て取締役会に付議す
る。取締役会は付議された案について審議のうえ代表取締役が報酬総額の決定を行
う。

ホ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	202 (-)	183 (-)	- (-)	18 (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20 (20)	20 (20)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計	223	204	-	18	7

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給額には、業績連動報酬は採用していないため含まれておりません。
3. 取締役会は代表取締役社長兼グループCEO増本岳氏に対し、指名・報酬委員会で可決し監査等委員会の同意を得たうえで取締役会にて決定した範囲において、各取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬総額の決定を委任しております。
委任している理由は、当社グループ全体の業績を勘案しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の担当業務や職務状況の評価を行うには代表取締役社長が適切であると判断しているためです。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会に諮問し、その審議・可決を経たうえで監査等委員会の同意を得ているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職等と当社との関係

重要な兼職等と当社との関係につきましては『①取締役の状況』に記載のとおりです。

□. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	活動状況
川田 豊和	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席しております。経営管理における豊富で幅広い見識に基づいて、当社の経営に対し公正かつ客観的な経営の妥当性の監督を期待しているところ、特に経営管理に関して、必要な発言を適宜行うほか、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行うことで、十分な役割・責務を果たしております。
山本 禎良	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席しております。会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見、豊富で幅広い見識に基づいて、当社の経営に対し公正かつ客観的な経営の妥当性の監督を期待しているところ、特に会計、税務に関して、必要な発言を適宜行うほか、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行うことで、十分な役割・責務を果たしております。
寺石 雅英	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席しております。大学教授としての経営学の専門的知見、豊富で幅広い見識に基づいて、当社の経営に対し公正かつ客観的な経営の妥当性の監督を期待しているところ、特に事業に関して、必要な発言を適宜行うほか、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行うことで、十分な役割・責務を果たしております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 三優監査法人

(注) ひびき監査法人は、2024年11月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により会計監査人を退任いたしました。

- ② 報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 (上記1.を含む)	30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、1. 当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当社の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任を決定する方針です。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりです。

当該会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として受けた、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額を当社に対する損害賠償責任の限度とする。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を構築するため、2019年11月28日開催の取締役会において内部統制システムの整備の基本方針を決議いたしました。その概要は以下のとおりとなります。

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と記載します）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。
 - ・当社内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果については適宜取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ・当社は、内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。
- ② 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループの経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。
 - ・当社グループのリスク管理の所管部門は経営管理部とし、当社グループがリスクの発生を把握した場合経営管理部を通じて速やかに代表取締役もしくは当社取締役会に報告し、指示により「リスク対策委員会」を設置し、迅速な対応により被害拡大の防止に努める。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は経営上の意思の決定と業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために「関係会社管理規程」等を制定し管理体制を明確にするとともに、グループ会社においては執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。
 - ・当社子会社においては、定期的な取締役会、経営会議、ならびに必要なに応じてその他会議体を設置するとともに、その規模等に応じて「組織管理規程」「業務分掌規程」等の整備を行わせるものとする。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- ・当社は当社子会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、子会社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、当社取締役に報告する。
- ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社子会社は当社「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置をとり、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所管部門である経営管理部に報告する。
- ハ. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず当社子会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動基準を明確にする。
- 二. 当社子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社子会社の管理は当社経営管理部が担当し、当社子会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社内部統制室は関連諸規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ロ. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 当社グループの役職員は、職務の執行に関する法令または定款違反、不正事実の発見または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。また当社内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。
- ハ. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- ・ 当社グループの役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況及び経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。ただし、内部通報規程に基づいてなされた内部通報のうち、内部通報窓口担当者以外への開示について同意がないものは、この限りではない。
- 二. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は監査等委員会に報告した当社グループの役職員に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。
- ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。
- ヘ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員を基本的に社外取締役とすることによってステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、社外取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。

- ・監査等委員会は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、また会計監査人、当社子会社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。
- ・顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による、有事に対する協力体制を構築する。

(6) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

- ・当社内部統制室は、当社グループの内部統制システムの整備、運用状況の評価及び財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しております。評価結果において改善すべき事項が発見された場合においては関連部門に対して速やかに改善指示を行い、実行されます。

② コンプライアンス

- ・コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合に備え、「内部通報窓口責任者」が設置されており、担当部署である経営管理部、当社取締役、監査等委員及び顧問法律事務所に直接通報、相談ができる体制を整えております。
- ・反社会的勢力との取引の未然防止に関しては、新規に発生する取引及び継続して発生する取引を対象にチェックを行うことにより取引並びに経営介入リスクの予防的措置を講じております。

③ リスク管理

- ・当社グループは、重要な影響を及ぼすリスクを発生させないための対策の立案や顕在化した場合に適切に対応するための組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク対策委員会」が必要に応じて設置できる体制となっております。また、災害等が発生した場合の「安否確認マニュアル」を整備して発生時の対応方法を定めております。

④ グループ会社管理体制

- ・当社グループは、グループ経営理念に基づく各社の経営理念、経営方針及び経営計画を策定して、各社ごとに全役職員が出席する「決起会」等を半期ごとに開催して、経営計画を共有する体制となっております。
- ・また、経営管理部は、当社子会社の財政状態や経営状況を把握して、毎月の定例取締役会で報告するとともに、必要に応じて当社子会社に対して助言、指導を行っております。

⑤ 取締役の職務の執行

- ・当社は毎月の定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、議案の審議による重要事項の決定と、業務執行状況等の監督を行っております。また当社グループは執行役員制度を導入しており、職務権限規程等の組織関連規程に基づいて経営と執行の分

離による迅速な意思決定を図っております。

⑥ 監査等委員の職務の執行

- ・ 当社監査等委員 3 名は 1 名が常勤の社外取締役、2 名が非常勤の社外取締役であり、当社取締役会のみならず必要に応じて当社子会社の取締役会にも出席して、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。また当社内部統制室や会計監査人との情報交換を定期的を実施することで、内部統制システム全般のモニタリングを行っております。なお、監査等委員の職務執行に対する必要経費の処理については、監査等委員の求めに応じて速やかに行っており、監査等委員が求めたときは補助社員を置いて監査の実効性を損なうことの無いようにしております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。剰余金の配分は、将来の事業展開と財務体質の健全化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定した配当を継続して実施し、連結配当性向50%を目指す方針をとっております。

連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,916	流 動 負 債	11,451
現 金 及 び 預 金	8,703	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,671
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,592	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,040
商 品	1,373	未 払 金	815
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	370	未 払 費 用	402
そ の 他	990	未 払 法 人 税 等	1,346
貸 倒 引 当 金	△114	賞 与 引 当 金	480
固 定 資 産	22,288	ポ イ ン ト 引 当 金	179
有 形 固 定 資 産	602	株 主 優 待 引 当 金	28
建 物 及 び 構 築 物	356	預 り 金	2,698
工 具 、 器 具 及 び 備 品	240	契 約 負 債	522
そ の 他	6	そ の 他	265
無 形 固 定 資 産	20,379	固 定 負 債	7,593
の れ ん	1,347	長 期 借 入 金	3,334
商 標 権	17,375	株 式 給 付 引 当 金	384
ソ フ ト ウ ェ ア	1,654	繰 延 税 金 負 債	3,706
そ の 他	1	資 産 除 去 債 務	167
投 資 そ の 他 の 資 産	1,307	負 債 合 計	19,045
敷 金 及 び 保 証 金	340	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	854	株 主 資 本	15,866
そ の 他	120	資 本 金	848
貸 倒 引 当 金	△8	資 本 剰 余 金	828
		利 益 剰 余 金	15,434
		自 己 株 式	△1,244
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,293
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,293
		純 資 産 合 計	20,160
資 産 合 計	39,205	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,205

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上 販売費及び一般管理費 営業外収益及び配当金 営業外払の利益 特別損失 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	売上		37,566
	上原		21,517
	総		16,048
	利		9,706
	益		6,342
	当	6	
	金	162	
	益	38	206
	他		
	利	61	
息 他 利 益 損 失 除 却 損 益 税 額 整 理 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	の	5	66
	利		6,481
	失		
	損	14	14
	益		6,467
	税	2,590	
	額	△426	2,163
	整		4,303
	理		4,303
	親会社株主に帰属する当期純利益		4,303

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	848	828	12,726	△1,245	13,158
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,595		△1,595
親会社株主に帰属する当期純利益			4,303		4,303
株式給付信託による自己株式の処分				0	0
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,707	0	2,708
当 期 末 残 高	848	828	15,434	△1,244	15,866

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	6,251	6,251	19,409
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,595
親会社株主に帰属する当期純利益			4,303
株式給付信託による自己株式の処分			0
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,957	△1,957	△1,957
当 期 変 動 額 合 計	△1,957	△1,957	750
当 期 末 残 高	4,293	4,293	20,160

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 …………… 7社
- ・ 連結子会社の名称 …………… 株式会社カーブスジャパン
株式会社ハイ・スタンダード
Curves International, Inc.
Curves Europe B.V.
CFW Operations Europe Limited
Curves International of Spain, S.A.
KIMOSCAPE (PTY) LTD
- ・ 非連結子会社の名称 …………… Female Fitness (Louth) Limited
Female Fitness (Dublin) Limited
- ・ 連結の範囲から除いた理由 … 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・ 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社

Female Fitness (Louth) Limited

Female Fitness (Dublin) Limited

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社は、連結会社との取引高相殺消去後の当期純損益及び利益剰余金等については、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、Curves International, Inc.、Curves Europe B.V.、CFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、KIMOSCAPE (PTY) LTDを除き、連結決算日と一致しております。なお、Curves International, Inc.、Curves Europe B.V.、CFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、KIMOSCAPE (PTY) LTDは6月30日を決算日としております。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・ 原材料及び貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～16年

工具器具備品 2～15年

ロ. 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な償却年数は次のとおりです。

商標権 20年

ソフトウェア 5年

その他 3～10年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に充てるため、当社及び連結子会社の一部は、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. ポイント引当金 …………… プロテイン等購入者に付与した販売物とは関連性のないグッズ等と交換できるポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

- | | | |
|-----------|-------|---|
| 二、株主優待引当金 | …………… | 株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。 |
| ホ、株式給付引当金 | …………… | 株式給付規程及び役員株式給付規程に基づく従業員及び役員に対する当社株式の給付に備えるため、従業員及び役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。 |

④ 重要な収益の計上基準

- | | | |
|------------|-------|---|
| イ、加盟金収入 | …………… | フランチャイズ加盟契約に基づき、国内フランチャイジーに対する「Curves」の名称等に関する商標等の使用の許諾を履行義務としており、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。
なお、対価については、契約時に一括して受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債として計上しております。 |
| ロ、ロイヤルティ収入 | …………… | フランチャイズ加盟契約に基づき、国内フランチャイジーに対するカーブス等の店舗の運営の許諾等を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。
なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね一ヶ月以内に受領しております。 |
| ハ、会員向け物販収入 | …………… | 顧客からの発注に基づき、顧客に対する商品の引渡を履行義務としており、商品を顧客に引き渡した時点で当該商品の支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。
なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね二ヶ月以内に受領しております。 |
| ニ、直営事業収入 | …………… | 会員からの入会申込に基づき、会員に対するカーブス等の店舗の利用の許諾等を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。
なお、対価については、履行義務が充足される月内に受領しております。 |

(5) のれんの償却方法及び期間に関する事項

のれんの償却については、5年間又は20年間の定額法により償却を行っております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外収益の「助成金収入」及び「受取補償金」は、重

要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 追加情報に関する注記

(1) 取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2021年11月25日開催の株主総会において決議され、2022年1月31日より、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度の導入に際し制定した「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした対象役員に対し当社株式を給付する仕組みです。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は本制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末173百万円、250千株です。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2021年10月18日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月31日より、当社の従業員及び当社の子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度の導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした対象従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は本制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末1,071百万円、1,545千株です。

4. 会計方針の変更に関する注記

((「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用))

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(のれん及び商標権の減損の兆候に関する判断)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目	当連結会計年度
のれん (百万円)	1,347
商標権 (百万円)	17,375

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

上記ののれん及び商標権は、主に2018年8月期においてCurves International, Inc.を取得した際に生じたものです。

のれん及び商標権は、それぞれ20年間にわたって均等償却されますが、業績が事業計画通りに進捗せずに悪化した場合や、経営環境や市場環境が著しく悪化しているような場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失が計上される可能性があります。

当連結会計年度において、事業計画に重要な指標を設定して、事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、事業計画の実現可能性を検討するとともに、のれん及び商標権の取得時に見込んでいた超過収益力の毀損の有無を慎重に評価しております。

事業計画は、複数の仮定を使用しており、当該仮定は経営環境や市場環境の変化等により不確実性を伴い、これらの経営者による判断が翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び商標権の評価に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,266百万円

(2) シンジケートローン契約

当社の株式会社三菱ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日2018年３月26日、2025年８月31日現在の借入残高5,060百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。
- ② 本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を２期連続赤字としない。
- ③ 本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債（当該貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「１年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「１年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「１年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」をいう。）の合計金額から、「現金及び預金」の金額を控除した金額を、当該決算期の末日における連結の損益計算書における「営業損益」、「減価償却費」及び「のれん償却費」の合計金額で除した数値を４以下にそれぞれ維持する。
- ④ 本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、各保証人に対する議決権割合を100%（間接保有の場合を含む。）に維持する。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	93,857,493株	一株	一株	93,857,493株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	1,797,434株	56株	1,280株	1,796,210株

(注) 当連結会計年度末の株式数には「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式1,795,970株が含まれています。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年11月26日開催の第16回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 844百万円
- ・1株当たり配当額 9.00円
- ・基準日 2024年8月31日
- ・効力発生日 2024年11月27日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有している当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

ロ. 2025年4月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 750百万円
- ・1株当たり配当額 8.00円
- ・基準日 2025年2月28日
- ・効力発生日 2025年5月12日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有している当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年11月24日開催の第17回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	844百万円
・ 1株当たり配当額	9.00円
・ 基準日	2025年8月31日
・ 効力発生日	2025年11月25日
・ 配当の原資	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有している当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等を中心に行い、また、資金調達につきましては、主に銀行借入による方針です。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日です。

未払金、預り金は全て1年以内の支払期日です。

敷金及び保証金は、主として本社及び店舗の賃貸借契約における保証金であり、賃借先の信用リスクに晒されておりますが、契約時に信用リスクの確認を行い、当該リスクの低減を図っております。

長期借入金は主に子会社の買収資金調達を目的としたものです。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりです。

現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
敷金及び保証金	340	324	△16
長期借入金 (*2) (*3)	(5,375)	(5,375)	—

(*1) 負債に計上されているものにつきましては、() で示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 「長期借入金」は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	－	324	－	324
資産計	－	324	－	324
長期借入金	－	5,375	－	5,375
負債計	－	5,375	－	5,375

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、長期借入金の変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注) 2. 金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金	2,040	1,954	1,380	－	－	－

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントは「フィットネスクラブ運営事業」の単一セグメントですが、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

		(単位：百万円)
		当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
国内		36,993
	スポット	1,030
	ベース	35,963
	ロイヤルティ等	7,388
	フランチャイズ関連	2,020
	会員向け物販（注）	23,080
	直営事業	3,296
	その他	177
	海外	572
顧客との契約から生じる収益		37,566
外部顧客への売上高		37,566

（注）会員向け物販売上には、フランチャイズ加盟企業に販売した商品の売上高が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 ④重要な収益の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(契約負債の残高等)

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,128
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,592
契約負債(期首残高)	463
契約負債(期末残高)	522

契約負債は、フランチャイズ加盟契約に基づき、フランチャイジーから受け取った加盟金収入等の契約期間未経験分に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度中に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は199百万円です。

(契約負債の残高等)

連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
1年以内	105
1年超2年以内	93
2年超3年以内	70
3年超	111
合計	381

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 218円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円75銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	961	流 動 負 債	3,305
現金及び預金	876	短期借入金	1,000
売掛金	74	1年内返済予定の長期借入金	2,040
前払費用	9	未払金	36
未収入金	0	未払費用	47
その他	1	未払法人税等	42
		未払消費税等	18
		預り金	65
		株主優待引当金	28
		賞与引当金	26
固 定 資 産	13,896	固 定 負 債	3,423
有形固定資産	1	長期借入金	3,334
工具、器具及び備品	1	株式給付引当金	88
無形固定資産	0	負 債 合 計	6,729
ソフトウェア	0	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	13,894	株 主 資 本	8,128
関係会社株式	13,850	資 本 金	848
長期前払費用	1	資 本 剰 余 金	828
敷金及び保証金	22	資 本 準 備 金	828
繰延税金資産	17	利 益 剰 余 金	7,696
その他	2	利 益 準 備 金	5
		その他利益剰余金	7,691
		繰越利益剰余金	7,691
		自 己 株 式	△1,244
		純 資 産 合 計	8,128
資 産 合 計	14,857	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,857

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,541
売 上 総 利 益		4,541
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		727
営 業 利 益		3,813
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
そ の 他	0	8
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	77	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	73	
そ の 他	1	151
経 常 利 益		3,671
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		3,671
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38	
法 人 税 等 調 整 額	△5	33
当 期 純 利 益		3,637

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 余 本 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計		
		資 本 準備金	資 余 剰 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金					利 益 剰 余 金 計
					繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	848	828	828	5	5,648	5,653	△1,245	6,085	6,085	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当					△1,595	△1,595		△1,595	△1,595	
当 期 純 利 益					3,637	3,637		3,637	3,637	
株式給付信託による自己株式の処分							0	0	0	
自己株式の取得							△0	△0	△0	
当期変動額合計	－	－	－	－	2,042	2,042	0	2,043	2,043	
当 期 末 残 高	848	828	828	5	7,691	7,696	△1,244	8,128	8,128	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

① 有形固定資産……………定率法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりです。

丁具、器具及び備品	5年
-----------	----

② 無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な償却年数は次のとおりです。

ソフトウェア 5年

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程及び役員株式給付規程に基づく従業員及び役員に対する当社株式の給付に備えるため、従業員及び役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料収入、業務委託料収入及び受取配当金となります。子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益として認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 追加情報に関する注記

(1) 取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表「2. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表「2. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 13,850 百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

CI社に係る関係会社株式は、同社に対する超過収益力を期待して、取得時のCI社の財務諸表に基づく一株当たり純資産額よりも高い価額で取得しており、業績が事業計画通りに進捗せずに悪化した場合や、経営環境や市場環境が著しく悪化したことに伴う財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理する可能性があります。

当事業年度において、事業計画に重要な指標を設定して、事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、事業計画の実現可能性を検討するとともに、関係会社株式の取得時に見込んでいた超過収益力の毀損の有無を慎重に評価しております。

事業計画は、複数の仮定を使用しており、当該仮定は経営環境や市場環境の変化等により不確実性を伴い、これらの経営者による判断が翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1百万円
(2) 貸借対照表で区分掲記していない関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	74百万円
短期金銭債務	1,001百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引の取引高	
売上高	4,541百万円
販売費及び一般管理費	11百万円
営業取引以外の取引高	23百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,796,210株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	342百万円
株式給付引当金	5百万円
賞与引当金	8百万円
未払事業税	2百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	360百万円
評価性引当額	△342百万円
繰延税金資産合計	17百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 カープスジャパン	直接 100.0	経営指導 資金の援助 役員の兼任 債務被保証	経営指導料(注1)	422	売掛金	52
				業務委託料(注2)	147		
				配当金の受取	2,876	—	—
				資金の借入	1,500	短期借入金	1,000
				資金の返済	500		
				当社の金融機関借 入金に対する債務 被保証(注3)	5,060	—	—
子会社	株式会社 ハイ・スタンダード	直接 100.0	経営指導 役員の兼任 債務被保証	配当金の受取	450	—	—
				当社の金融機関借 入金に対する債務 被保証(注3)	5,060	—	—
子会社	Curves International, Inc.	直接 100.0	経営指導 資金の援助 役員の兼任 債務被保証	配当金の受取	400	—	—
				当社の金融機関借 入金に対する債務 被保証(注3)	5,060	—	—
子会社	Curves Europe B.V.	直接 33.3 間接 66.7	経営指導 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注4)	127	—	—
				資金の回収	63		
				増資の引受(注5)	896	その他 (投資その他の資産)	0

(注1) 経営指導料は、グループ運営費用を基に決定しております。

(注2) 業務委託料は、業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。

(注3) 当社は、金融機関借入に対して各社より連帯保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注5) 増資の引受については、関係会社貸付金及び関係会社未収入金の現物出資によるものです。なお、関係会社貸付金について、従前から貸倒引当金を計上しており、当該債権に対する引当相当は、取得した関係会社株式の取得価額から減額して処理しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	88円30銭
(2) 1株当たり当期純利益	39円52銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社カーブスホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	山 本 公 太
業 務 執 行 社 員	公認会計士	森 田 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カーブスホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーブスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社カーブスホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士 山 本 公 太
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 森 田 聡
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カーブスホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及びその結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月28日

株式会社カーブスホールディングス 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 川 田 豊 和 ㊟

監 査 等 委 員 山 本 禎 良 ㊟

監 査 等 委 員 寺 石 雅 英 ㊟

(注) 監査等委員、川田豊和、山本禎良及び寺石雅英は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質の健全化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定した配当を継続して実施し、連結配当性向50%を目指す方針をとっております。

第17期の期末配当につきましては、この方針のもと、当期業績及び今後の事業展開等を考慮し、下記のとおり1株につき9.00円とさせていただきますたく存じます。

これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき17.00円となります。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9.00円
配当総額844,715,277円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年11月25日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有している当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案で取締役という。）4名はいずれも本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日/性別)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	増本 岳 (1964年6月16日生/男性)	1988年4月 株式会社日本LCA入社 1989年6月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年2月 株式会社カープスジャパン代表取締役社長 2005年4月 同社代表取締役会長兼CEO 2010年9月 当社取締役 株式会社ハイ・スタンダード取締役 2011年4月 当社代表取締役社長（現任） 2011年5月 株式会社コシダカホールディングス執行役員 2015年6月 公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会理事 2017年6月 一般社団法人日本フィットネス産業協会監事 一般財団法人日本ヘルスケア協会 (現・公益財団法人日本ヘルスケア協会)理事(現任) 2018年3月 Curves International,Inc. President and CEO(現任) Curves International UK LTD. Director CFW Asia Management Company Limited Director 2018年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会副会長 小売サービス部会長 2018年8月 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会監事 2018年11月 株式会社カープスジャパン代表取締役会長(現任) 2019年7月 CFW International Management B.V. (現・Curves Europe B.V.) President and CEO(現任) CFW Operations Europe Limited Director(現任) Curves International of Spain, S.A. Director(現任) 2019年12月 Curves Operations Italy S.r.l. Director 2020年6月 一般社団法人日本フィットネス産業協会理事(現任) 2020年11月 株式会社ハイ・スタンダード代表取締役会長(現任) 筑波大学スマートウェルネスシティ政策開発研究センターアドバイザー(現任) 2021年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン协会会长 2021年6月 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会理事(現任) 2021年11月 KIMOSCAPE(PTY)LTD Director(現任) 2024年2月 筑波大学大学院スポーツ・ウェルネス都市創生コンソーシアム会長(現任) 2025年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会常任理事(現任)	5,109,941株
〔取締役候補者とした理由〕 増本岳氏は、2005年に株式会社カープスジャパンを創業しその代表取締役に、また2011年に当社代表取締役に就任して以来、カープス世界総本部及び欧州FC本部の買収、株式会社コシダカホールディングスのスピンオフによる東京証券取引所市場第1部（当時）への上場、日本国内事業及び海外事業における戦略の立案と遂行、新規事業の創出・拡大、新商品の開発など、強固なリーダーシップと、先見性に基づく的確かつ迅速な経営判断により、当社グループの継続的な成長に寄与しております。今後とも当社グループの発展に必要不可欠のリーダーであることから、取締役候補者としていたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日/性別)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
2	さ か も と ま き 坂 本 眞 樹 (1967年1月20日生/男性)	1993年3月 株式会社パナリンガ入社 1996年3月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年3月 株式会社カーブスジャパン出向 2005年4月 同社代表取締役社長 2011年5月 同社取締役社長 株式会社ハイ・スタンダード取締役(現任) 当社取締役 (現任) 2024年11月 株式会社カーブスジャパン代表取締役社長(現任)	2,077,447株
	〔取締役候補者とした理由〕 坂本眞樹氏は、2005年に当社グループの中核企業である株式会社カーブスジャパンに参画し、同社の社長、COO等を歴任してきた当社グループ創業メンバーであり、現在は同社の代表取締役社長として、主に当社グループの法務・リスクマネジメント、店舗ネットワークの拡充、マーケティング、営業構造の強化、新規事業開発等の分野においてリーダーシップを発揮し、戦略立案と遂行の責任を担い、当社グループの基盤事業の強化を推進し、当社グループ全体の発展に寄与してまいりました。その豊富な経験と高い知見を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与すると判断し、取締役候補者といいたしました。		
3	ま す も と よ う こ 増 本 陽 子 (1973年3月13日生/女性)	1995年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年2月 株式会社カーブスジャパン出向 2011年5月 同社取締役副社長 当社取締役 (現任) 2024年11月 株式会社カーブスジャパン代表取締役副社長(現任)	2,077,447株
	〔取締役候補者とした理由〕 増本陽子氏は、2005年に当社グループの中核企業である株式会社カーブスジャパンに参画し、同社の副社長、事業開発本部長等を歴任してきた当社グループ創業メンバーであり、現在は同社の代表取締役副社長として、主にチェーン・マネジメント、人材育成、組織マネジメント、ノウハウ開発、店舗オペレーション、新規事業開発等の分野においてリーダーシップを発揮し、当社グループの基盤事業の強化を推進し、当社グループ全体の発展に寄与してまいりました。その豊富な経験と高い知見を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与すると判断し、取締役候補者といいたしました。		
4	ま つ だ し ん や 松 田 信 也 (1955年11月27日生/男性)	1980年4月 株式会社高島屋入社 2011年4月 株式会社コシダカホールディングス入社 株式会社カーブスジャパン経営管理部長(現任) 2014年3月 株式会社コシダカホールディングス執行役員 当社管理本部長 2018年11月 当社取締役管理本部長 (現任) 2019年7月 CFW International Management B.V. (現・Curves Europe B.V.) Director(現任)	15,492株
	〔取締役候補者とした理由〕 松田信也氏は、2011年に当社の経営管理部長に就任して以来、当社グループ管理部門の責任者として、経理・財務業務に関する高い専門性と豊富な経験により当社グループの経営陣を支えるとともに、海外子会社の管理体制の強化を推進してまいりました。長年の上場会社での経理・財務、経営企画等の豊富な経験と実績を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与すると判断し、取締役候補者といいたしました。		

- (注) 1.「所有する当社株式の数」については、2025年8月31日現在の所有株式数を記載しております。
- 2.増本岳氏の所有する当社株式の数には、同氏の資産管理会社である株式会社ティーワイエヌが保有する株式数を含めて記載しております。
- 3.各候補者と当社の上に特別の利害関係はありません。
- 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいた行為に起因して保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおりに承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は事業報告（16頁）に記載のとおりです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名はいずれも本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日/性別)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
1	かわだ とよかず 川 田 豊 和 (1960年3月16日生/男性)	1983年4月 中央信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）入社 2007年10月日本証券代行株式会社入社 2012年2月 株式会社アイ・アール ジャパン入社 2020年2月 株式会社ウィルズ入社 2023年11月株式会社カーブスジャパン監査役(現任) 株式会社ハイ・スタンダード監査役(現任) 当社社外取締役（常勤監査等委員）(現任)	—
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 川田豊和氏は、金融機関における証券代行業務、コンサルティング業における上場企業のDX化やIR支援、ESG経営支援等の豊富な経験と実績により、当社の経営を監督するために必要な経営管理における幅広い見識を有しており、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また常勤監査等委員として内部監査部門等との十分な連携を通じて情報収集他監査の実効性を高めております。引き続き監査等委員として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。			
2	やまもと さだよし 山 本 禎 良 (1955年5月17日生/男性)	1978年11月監査法人太田哲三事務所（現・EY新日本有限責任監査法人）入所 1992年7月 同監査法人社員 2000年7月 同監査法人代表社員 2017年7月 山本禎良公認会計士事務所所長(現任) 2017年8月 東亜工業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 株式会社免疫生物研究所社外監査役 公益財団法人東京都防災建築まちづくりセンター監事（現任） 2018年11月当社監査役 株式会社カーブスジャパン監査役 株式会社ハイ・スタンダード監査役 2019年11月当社社外取締役（監査等委員）(現任)	—
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 山本禎良氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的立場から当社の経営を監督するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、取締役会等においても会計的視点からの確かな助言を行うなど当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き監査等委員として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日/性別)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
3	てらいし まさひで 寺 石 雅 英 (1961年7月10日生/男性)	1993年4月 名古屋商科大学商学部助教授 1995年4月 群馬大学社会情報学部助教授 2001年6月 株式会社エスイー社外監査役（現任） 2002年4月 群馬大学社会情報学部教授 2005年11月株式会社コシダカホールディングス社外監査役 2011年4月 大妻女子大学キャリア教育センター教授（現任） 2015年11月株式会社コシダカホールディングス社外取締役（監査等委員） 2019年4月 一般社団法人日本営業科学協会理事（現任） 2019年11月当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年10月株式会社T2社外監査役（現任）	—
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 寺石雅英氏は、大学教授として会社経営の先端的研究に携わり、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、取締役会等においても経営的視点からの確な助言を行うなど当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き監査等委員として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実に期待できると判断し選任しております。			

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、社外取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。川田豊和氏、山本禎良氏及び寺石雅英氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいた行為に起因して保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおりに承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は事業報告（16頁）に記載のとおりです。
- 4.川田豊和氏、山本禎良氏及び寺石雅英氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は川田豊和氏、山本禎良氏及び寺石雅英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員とする予定です。
- 5.社外取締役候補者川田豊和氏は現に当社の社外取締役（常勤監査等委員）であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって2年であります。
- 6.社外取締役候補者山本禎良氏及び寺石雅英氏は現に当社の社外取締役（監査等委員）であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって6年であります。

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案の承認が得られた場合、取締役（監査等委員を含む）のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

役職	取締役						
	監査等委員						
	増本 岳	坂本 眞樹	増本 陽子	松田 信也	川田 豊和	山本 禎良	寺石 雅英
経営	○	○	○	○	○		○
財務	○			○		○	
法務	○	○		○			
フランチャイズ事業/チェーン運営							
出店戦略/店舗開発	○	○					
チェーンマネジメント	○	○	○				
店舗オペレーション	○		○				
ノウハウ開発/ナレッジマネジメント	○		○				
事務管理(DX)				○	○		
マーケティング	○	○	○				
商品開発	○						
ヘルスケア	○	○	○				
新規事業開発	○	○	○				
海外(国際)	○			○			

以上

株主総会会場 ご案内図

日時

2025年11月24日(月曜日・祝日)
午前10時 開場時間 午前9時

会場

住友不動産御成門タワー
ベルサール御成門タワー
3階ホール (受付3階)

株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。



住友不動産御成門タワー
ベルサール御成門タワー
東京都港区芝公園一丁目1番1号

交通

- 都営地下鉄三田線
- 都営地下鉄大江戸線
- 都営地下鉄浅草線

御成門駅 A3b出口 直結

大門駅 A6出口より徒歩6分

- JR 浜松町駅 北口より徒歩10分

- 東京モノレール モノレール浜松町駅 北口より徒歩11分

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

株式会社カーブスホールディングス



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。